

## 令和3年度 東村山市立東村山第五中学校 「学校いじめ防止基本方針」

### 1 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の心に深く傷を残すものであり、いじめほどの学級にも起こり得るとい認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には総力をあげて速やかに解決する。とりわけ、生徒の尊い命が失われることは決してあってはならないことであるため、早期発見・早期対応を基本とした次のような取組を講じていく。

#### (1) いじめを生まない、許さない学校づくり

生徒たちがいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業や生徒会等による主体的な取組への支援を通じて、生徒たちがいじめを絶対に許さないことを自覚するように指導する。

#### (2) 生徒たちをいじめから守り通し、いじめのない学校をつくろうとする態度を身に付けさせる

＜いじめられた生徒を守る＞

いじめられた生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

＜生徒たちの取組を支える＞

周囲の子供たちが、いじめについて知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直感し、周囲の生徒の発言を促すための生徒たちによる主体的な取組を支援するとともに、勇気をもって教員等に伝えた生徒を守り通す。

#### (3) 教員の指導力の向上と組織的対応

＜学校一丸となって取り組む＞

いじめに適切な対応できるようにするため、教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人が対応するのではなく、いじめを認識した時点で、すぐに情報を共有し、学校全体による組織的な対応を行う。

＜社会総がかりで取り組む＞

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ確実に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

### 2 いじめ防止に関する学校の組織体制等

#### (1) 「学校いじめ対策委員会」の構成

校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者

#### (2) 「学校いじめ対策委員会」の校内組織等の位置付け等

管理職、主幹教諭、生活指導部会の全メンバーを「学校いじめ対策委員会」に位置付け、緊密かつ組織的な対応を行う。

#### (3) 「学校いじめ対策委員会」の主な取組内容

- ・いじめに関する校内研修の計画、実施【年間3回】
- ・「学校サポートチーム」との定期的な連絡会議等の開催【年間3回】
- ・「いじめに関する授業」の実施に関する計画、実施【年間3回】

- ・生徒会等による取組への支援【年間3回】
- ・「いじめ実態調査」の実施・分析・活用【6月、11月、2月】
- ・「いじめ発見のチェックシート」を用いた定期的な観察等の実施や結果分析等【学期1回】
- ・学校だよりや保護者会等の積極的な活用【年間2回程度】
- ・被害の生徒・保護者に対するケア、加害の生徒に対する組織的・継続的な観察、指導等【対応時】
- ・スクールカウンセラー等による全員面接、結果集約及び対応【年度当初】

#### (4)「学校サポートチーム」の構成

保健所、児童相談所、教育委員会（指導主事、子ども相談室相談員、子ども・家庭支援センター、SSW）、警察署（スクールサポーター、保護司）、民生児童委員、医療機関、学校評議員、PTA役員、スクールカウンセラー 等

#### (5)「学校サポートチーム」の主な取組内容

- ・学校の要請による情報収集・共有
- ・地域の見守り体制強化
- ・専門的な立場から支援 等

### 3 4つの段階に応じた具体的な取組

#### (1)未然防止のための取組

- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・「いじめに関する授業」（道徳、学級活動等）の実施（年間3回以上）
- ・授業規律の共有化
- ・分かる授業づくり
- ・「学校いじめ防止基本方針」の共通理解
- ・いじめに関する校内研修の実施（年間3回以上、重大事態を含む）
- ・いじめ撲滅に向けた生徒会等の取組への支援
- ・弁護士等を活用した法教育に関する情報収集
- ・自尊感情、自己肯定感を高める取組（「居場所づくり」と「きずなづくり」）
- ・他者との協働を通じた学級や学校、地域、社会の一員としての自覚を育成
- ・いじめ防止に関する年間計画の作成
- ・「学校いじめ対策委員会」の内容の周知と、学校評価による検証と見直し
- ・学校評価による検証と基本方針
- ・「SNS東京ノート」を活用した情報モラル教育の推進
- ・保護者への理解啓発
- ・新型コロナウイルス感染症に係る偏見・差別のない学校生活 など

#### (2)早期発見のための取組

- ・教職員の「いじめ」の定義に対する、共通理解
- ・出欠確認時の観察及び声かけ
- ・教員間による情報の共有
- ・校内巡回等を通じた生徒の観察

- ・「いじめ発見のチェックシート」を用いた生徒の状況観察
- ・「いじめ発見のためのアンケート」（「生活意識調査」）の実施（年間3回以上）
- ・スクールカウンセラーによる面接の実施（対象中1全員）
- ・学校だよりや保護者会等の活用による、いじめ等に関する情報把握

### （3）早期対応のための取組

- ・教員間による情報の共有
- ・「いじめ実態調査」の実施・分析・活用
- ・関係生徒の出欠確認時の観察
- ・個別の初期対応の取組

#### 〈被害生徒への取組〉

被害の状況の確認 ・スクールカウンセラーとの連携をする。

被害がない状況を本人、保護者、教員で考え実施、見守る

#### 〈加害生徒への取組〉

いじめは悪い事と認識させ、どう止めるべきか、具体的な行動を考えさせる。

#### 〈周囲の生徒への取組〉

良好な人間関係の結びかたについて考えさせる。

行動の振り返りと人権尊重の立場に立った反省 ・スクールカウンセラーとの連携

保護者、教員での見守り ・継続的な観察と指導をする。

その他（学校サポートチーム、教育委員会・関係機関、保護者・地域との連携・情報共有等）

### （4）重大事態への対処

東村山市教育委員会への報告と連携を行うとともに、必要に応じて東村山警察署への相談や通報、児童相談所、その他関係機関等との連携を行う。被害の生徒に対しては、緊急避難措置等について検討・実施し、全教員による当該生徒の保護や情報共有の徹底を図る。また、加害の生徒やその保護者も含めた指導・支援を検討し、実施する。調査を行ったときには、被害の生徒、加害の生徒及びその保護者へも情報提供し、家庭と連携して指導を行う。なお、アンケートの質問票等の保管期間は5年間とする。

## 4 校内における研修体制

本基本方針の確認・活用について

いじめの未然防止と対応に関する研修

全教員における生徒の情報共有

人権教育プログラムの活用

家庭教育の手引書の活用

## 5 検証と改善

発生時の状態の解消と実践例に基づく検証を行う。

アンケート結果を検証し改善に努める。

「いじめ実態調査」の実施・分析・活用を行う。